

船舶インシデント調査報告書

平成29年10月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年6月18日 13時55分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市浮瀬北東方沖 九十九島湾大崎防波堤灯台から真方位219° 1.4海里付近 （概位 北緯33°08.9′ 東経129°37.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート大漁丸は、遊漁中、クラッチが嵌合できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年6月20日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 大漁丸、5トン未満（長さ6.00m）
船舶番号、船舶所有者等	292-41591長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、浮瀬北東方沖において釣りを終えて帰航しようとした際、クラッチが嵌合できなくなり、運航不能となった。</p> <p>本船は、船長が、118番通報を行い、来援した海上保安庁の巡視艇により、係留場所にえい航された。</p> <p>本船は、船舶修理業者が点検した結果、クラッチと主機との接続部分のボルトが緩み、クラッチの作動油が漏れて不足していた。</p> <p>本船は、船長が5月に知人から購入し、本インシデント当時、試運転も兼ねて初めて運航されており、本インシデント発生前、1～2年の間運航されていなかった。</p> <p>船長は、発航前、エンジンオイルの点検を行ったが、作動油については、それほど減るものではないと思ったので、点検していなかった。</p>
分析	<p>本船は、クラッチと主機との接続部分のボルトが緩み、クラッチの作動油が漏れて不足していたことから、作動油の圧力が低下してクラッチが嵌合できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、作動油がそれほど減るものではないと思い、発航前に点検をしていなかったことから、クラッチの作動油が漏れて不足していることに気付かなかったものと考えられる。</p>

原因	本インシデントは、本船が、クラッチと主機との接続部分のボルトが緩み、クラッチの作動油が漏れて不足していたため、作動油の圧力が低下してクラッチが嵌合できなくなったことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・クラッチの作動油量は、定期的に点検すること。